

新千歳空港の24時間運用に伴う 住宅防音工事（冬期施工）の募集

新千歳空港周辺環境整備財団では、新千歳空港の深夜・早朝時間帯における航空機の発着枠の拡大に伴い、防音対策の対象となる住宅に対し、航空機騒音を軽減するために防音工事の助成事業を行っています。

現在、意向調査票を提出されている方から順次、助成事業を進めていますが、この度、事業の一層の円滑な進捗を図るため、工事が少なくなる冬期間の施工に限り、希望者を募集することとしました。

つきましては、冬期間の防音工事（10月～2月）を対象に助成を希望する方は、以下の方法により平成30年10月31日（水）までに住宅防音工事（冬期施工）希望届出書を提出してください。

1 募集期間

平成30年10月1日（月）～10月31日（水）の1ヶ月間

2 提出方法

別添、住宅防音工事（冬期施工）希望届出書を手続代行等業務委託者（設計監理業者等）により、新千歳空港周辺環境整備財団まで持参してください。

○提出先・お問い合わせ先（平日（月曜～金曜）の8:45～17:15まで）

〒066-0009 千歳市柏台南1丁目3番地の1 千歳アルカディア・プラザ2階

公益財団法人 新千歳空港周辺環境整備財団

電話：0123-42-2400 FAX：0123-42-2401

※ 届出書の提出にあたっては、あらかじめ設計監理業者、施工業者と打合せのうえ、工事費の概算額を算出して手続代行等業務委託者（設計監理業者等）により、財団まで提出していただきますようお願いいたします。

また、ご自宅が、どのような工事ができるのかについては、事前に設計監理業者とご相談願います。

3 対象となる防音工事

平成30年10月から平成31年2月までに工事を完了し、助成金を請求する防音建具機能復旧工事、新規住宅防音工事、住宅防音対策の補完工事、苫小牧市冷暖房機器設置事業（空き屋（集合住宅の場合は、全ての部屋が空き屋の場合）を除く。各工事内容は裏面を参照してください。）。

なお、工事による引越費用は助成対象となりません。

工事例

内窓やエアコンの設置、塗装等を要しない工事など

※ 設計監理業者及び施工業者は、財団に登録された業者から選定してください。

登録業者については、財団ホームページ（<http://nef24.or.jp/>）をご覧ください。財団までお問い合わせください。

4 その他

○ 防音工事の助成は、受付順としますが、予算の範囲内で助成しますので、希望者多数の場合は、希望どおり工事ができない場合があります。その場合は、来年度以降の募集の際に改めて申込みをいただくことになります。

○ 希望どおり工事候補住宅に決定されましたら、ご連絡を差し上げ、必要に応じて現地調査を行います。また、防音工事は冬期間になりますので、生活にご不便をおかけすることもありますので、ご理解をお願いします。

住宅防音工事の概要

防音建具機能復旧工事

防音建具機能復旧工事とは、道の新たな区域指定日（平成 27 年 10 月 31 日）に対策区域内に所在する住宅等のうち、6 枠対策による防音工事で設置した防音サッシが、機能の全部又は一部を保持していない場合に、新たな防音サッシへの取替又は内窓の設置を行うものです。

【対象となる防音建具】

対象となる防音サッシは、平成 6 年の 6 枠対策に基づき、住宅防音工事で設置した防音サッシです。

【防音建具機能復旧工事の内容】

防音建具機能復旧工事は、平成 6 年の 6 枠対策で設置したサッシを、「T-2」の基準を満たす防音サッシに交換します。（「T-2」とは、日本工業規格（JIS）における遮音性能の等級で 30 dBの遮音効果があります。）

新規住宅防音工事

新規住宅防音工事とは、道の新たな区域指定日（平成 27 年 10 月 31 日）に対策区域内に所在する住宅等のうち、6 枠対策による防音工事を実施していない住宅を対象に、防音工事を実施するものです。

【対象となる住宅】

対象となる住宅は次のとおりです。

- ①平成 7 年 6 月 1 日から平成 27 年 10 月 31 日までに建設された住宅
- ②平成 6 年の 6 枠対策に基づく防音工事の対象住宅のうち、防音工事を実施しなかった住宅
- ③平成 6 年の 6 枠対策に基づく防音工事実施後、平成 27 年 10 月 31 日までに建て替えられた住宅

【対象となる工事区分と居室数】

新規住宅防音工事は居室を対象としています。専用調理室（台所）、玄関、廊下、浴室、その他居室以外の区画（ユーティリティ）は対象外です。

対象室数は、1 世帯あたり「家族数+1」の居室を対象とし、3 人以下の世帯では 5 室（最低 5 室）までを対象としています。（防衛省と道の対策区域が重複する区域は、両方の工事が実施できますが、防衛省の対象となる居室は、道の防音工事を実施することはできません。この場合、住宅の居室数と防衛省の工事対象室数に差がある場合、その差室が工事対象となります。）

【新規住宅防音工事の内容】

新規住宅防音工事は、「住宅防音工事共通標準仕様書」により、開口部（窓）の遮音工事や空気調和機（換気設備、冷暖房設備の設置）など必要な工事を実施します。

（木造系住宅の場合（※1））

区分	A工法	B工法	C工法
区域	対策区域①	対策区域②	対策区域③
屋根	在来のまま		
天井	防音天井に改造		原則在来のまま（※2）
壁	防音壁に改造		
外部開口部	防音サッシの取付（T-2）（※3）		
内部開口部	防音建具（襖、ガラス戸）の取付		
床	在来のまま		
空気調和機器	換気扇、暖房機、冷房機器の設置（※4）		

※1 鉄筋コンクリート系については、天井、壁は原則として

在来のまま。

※2 著しく防音上有害な亀裂、隙間等がある場合は、同一仕上げ材等で補修。

※3 防音サッシに代えて内窓の設置も可能

※4 暖房機器は工法・工事対象室数により設置できる台数が決まっています。既にFFストーブが設置されている場合は、新たにFFストーブを設置することはできません。冷房機器設置対象室数は 1 室です。居室の広さにより機器能力が決まっています。

住宅防音工事の補完工事

住宅防音対策は、深夜・早朝時間帯における運航便に係るものであることを考慮し、住宅防音工事を補完する対策として「寝室対策」を追加して実施します。

【対象となる工事区分と居室数】

住宅防音工事の補完工事は、家族数分の居室（原則寝室）を対象とします。

【住宅防音対策の補完工事の内容】

住宅防音対策として実施する防音工事に加え、家族人数分の居室（原則寝室）に、「内窓」と「冷房装置（エアコン）」を設置します。

内窓が既に設置されているなどの理由により、内窓及び冷房装置の設置を行わない場合は、寝室の静寂な室内環境の確保が期待される屋根、天井又は壁の工事を選択することが可能です。（この場合の工事費は、1 戸あたり 100 万円を上限とします。）

- (1) 屋根の塗装、修繕及び葺替（下地を含む）
- (2) サイディングなど外壁の改修工事
- (3) 天井・内壁の修繕
- (4) 屋根、天井又は壁の防音機能の強化

（地域振興対策工事）

苫小牧市冷暖房機器設置事業

苫小牧市冷暖房機器設置事業は、苫小牧市の地域住民の方に対し、地域振興対策事業として、冷暖房機器等の設置を実施するものです。

【苫小牧市冷暖房機器設置事業の内容】

対象住宅は、住宅防音対策区域内に所在する、平成 6 年度の合意により住宅防音工事を実施した住宅です。

対象機器は、換気扇、暖房機及び冷房機器です。

冷暖房機器等を新たに設置できるほか、6 枠対策で設置した冷暖房機器等を付け替えることも可能です。

なお、設置に当たりましては、10%の自己負担があります。